

契約書別紙（重要事項説明書）

〈令和6年6月1日現在〉

1 ココ訪問看護ステーションの概要

(1) 提供出来るサービスの種類と地域

名称	ココ訪問看護ステーション
所在地	神奈川県横浜市金沢区並木3-6-2-203
提供サービス	訪問看護 介護予防訪問看護
開設年月日	令和5年4月1日
介護保険事業所番号	1460890376
サービス提供地域	横浜市金沢区・磯子区・中区・神奈川区 横須賀市・逗子市・葉山町

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当ステーションの職員体制

職 種	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名	-	管理業務（兼務）	1名
訪問看護員	2名	3名	看護業務	5名

(3) 営業時間及びサービス提供時間等

営業時間	月曜日～土曜日	9:00～18:00
休 日	12月30日～1月3日	

2 サービス内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護職員が定期的に訪問し、必要な処置を行い在宅療養の援助を行います。

3 利用者負担金

(1) 利用者の方からいただく利用者負担金は、別添の利用料表のとおりです。

(2) この金額は、次の3種類に分かれます。

①介護報酬に係る利用者負担金（負担割合に応じて総費用の1割・2割・3割）

②運営基準（厚生省令）で定められた「その他の費用」（全額、自己負担）

③通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用（全額、自己負担）

(3) 上記③「通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用」とは、(2)の①②で定められている内容以外のサービス提供を受けた場合又は制度上の支給限度額を超えてサービス提供を受けた場合にかかる費用です。（保険外のサービスを受ける場合は、居宅サービス計画を作成する際に、介護支援専門員から説明の上、利用者の同意を得ることになります。）

4 お支払い方法

毎月、15日までに前月分(月末締め)のご請求を致しますので、25日までにお支払い下さい。お支払い頂きますと、領収証を発行致します。お支払いの方法は、銀行口座より引落しとなっておりますが、引落しの手続きが完了していない場合は、集金とさせていただきます。お支払い方法の変更になる場合は、利用者様と協議のうえの決定と

させていただきます。

5 サービスの中止・変更

ご利用期日前日の17時までに下記までご連絡ない場合は、変更できません。

連絡先(電話) 045-785-8822

連絡時間 9:00～17:00

・キャンセル料

- (1) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡下さい。前日又は当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承ください(ただし、利用者の体調の

急
変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です)。

- (2) キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせてお支払い下さい。

時 期	キャンセル料	備 考
サービス利用日の前々日まで	無料	
サービス利用日の前日まで	利用者負担金の50%	
サービス利用日の当日	利用者負担金の100%	

6 サービスの利用に関する留意事項

- (1) サービスを行う訪問看護員

サービス提供時に、担当の訪問看護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問看護員が交替してサービスを提供します。

- (2) 訪問看護員の交替

- 1 ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問看護員の交替を希望する場合には、当該訪問看護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問看護員の指名はできません。

- 2 事業者からの訪問看護員の交替

事業者の都合により、訪問看護員を交替することがあります。訪問看護員を交替する場合は契約者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

- (3) サービス実施時の留意事項

- 1 定められた業務以外の禁止

契約者は定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

- 2 訪問看護サービスの実施に関する指示・命令

訪問看護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、

事業者は訪問看護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

- 3 備品等の使用

訪問看護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。訪問看護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

- (4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は

変更したサービスの内容と時間に応じたサービス料金を請求します。

7 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・ご家族様・居宅介護支援事業者等へ連絡致します。

8 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、ご家族様・居宅介護支援事業者等へ連絡致します。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9 ご相談・ご要望・苦情等の窓口

訪問看護・に関するご相談・ご要望・苦情等は、下記窓口までお申し出下さい。

(1) サービス相談窓口

電話番号	045(785)8822
FAX番号	045(785)8821
担当者	大村 愛実

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	電話番号 : 045(329)3447 FAX番号 : 0570-033110
--------------------------	--